

豪州の食料農業事情と環境・貿易政策

京都大学大学院農学研究科教授

加賀爪 優

	頁
1 豪州経済における農業部門の貢献	3
2 資源環境保全としての水利改革	12
3 GM食品をめぐる貿易政策	17
4 FTAを巡るオーストラリアの最近の動き	20
1) オーストラリアの自由貿易協定への取組と交渉経過	
2) 豪州・中国経済の動向	
3) 豪州・中国間自由貿易協定の経済効果	

豪州の食料農業事情と環境・貿易政策

加賀爪 委員

1 豪州経済における農業部門の貢献

従来、オーストラリアでは、農牧業を中心とする一次産業が国内総生産の重要なシェアを占めてきたため、産業経済政策の重要部分を農業構造政策が担ってきた。農牧業が外貨獲得の圧倒的部分を占めていた1930年代以降の主要経済政策は以下のような経過をたどってきた。1970年代までは、一般経済政策として主に農業構造政策が推進されてきたといっても過言ではない。

しかし、その後、国内産業構造に占める農牧業の比重が恒常的に低下するにつれて、農業・農村部門に特化した政策が打ち出されてくる。そのうち、最も重要なものが、1972年の農村再建計画（RRS）であり、それをより充実させた1977年の農村助成計画（RAS）である。この計画は、その後、1985年、1988年、1992年と数年置きに改定されてきている。当初、これらの農業構造政策は、政策対象として農家を一律に扱っていたのに対して、この政策改定の過程で、徐々に農家を選別して木目細かに対処する内容になってきた。具体的には、農家をその経営状況に応じて、3つに分類して、規模拡大可能な農家には積極的に助成・優遇措置を講じる一方で、現状維持が精一杯の農家には或る程度の優遇措置を、また、現状維持不可能な農家には、転職奨励を講じることにより対処してきた。

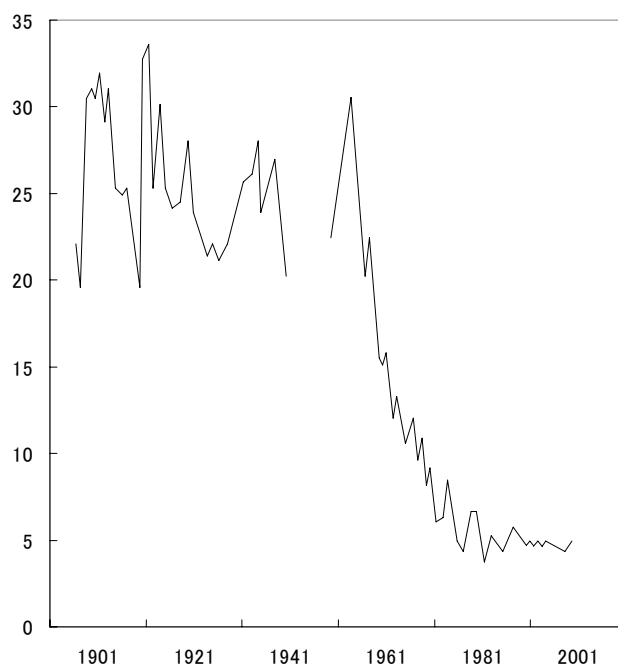
しかし、この間、羊毛、豚肉などを初めとして、気象異変や国際市場環境の悪化がオーストラリアの農業経営を深刻な状況に追いやってきたのである。そこで、こうした農家の疲弊を救うために、より総合的な農村活性化政策として新しくAAA（Advance, Agriculture, Australia）が導入された。

この制度は、いくつかの別々の農場政策を組み合わせたもので、以下のようなものがある。まず、①農場経営改善計画（FarmBis）は、資源管理やリスク管理の技能を身につけるための教育・訓練を助成する制度であり、AAA政策の重要項目となっている。さらに、②農業経営積立計画（Farm Management Deposit Scheme：FMDs）は、豊作年の所得を不作年の費用増加の対策に充当する為の特定口座に非課税で預金でき、引出し時にその80%のみ課税するという優遇措置を講じるものである。これは、農家自身に危機管理の企画能力を発揮させるものであり、現在4万人以上の農民が20億ドル以上をこの制度FMDに預金している。さらに、③農民退職助成制度（Retirement Assistance for Farmer Scheme）は、農場所有権の世代間移転を容易にするための助成である。隣のニュージーランドでは、

伝統的に分益酪農制度があつて、資本と設備を提供する高齢の農場主と労働力を提供する若手の新規参入者が利益を一定比率で分益しながら共同経営することにより、若手の新規参入者は資本を蓄えて将来農場主になるまでの間、また、農場主は引退までの間に、農場経営の世代間交代をスムーズに行うという極めて合理的な慣行である。しかし、オーストラリアではこうした制度が伝統ではないため、同様な効果を意図した制度として導入されたものである。また、④ 農場再生計画 (Farm Family Restart Scheme) は、離農転職ではなく農家として再興させるための助成制度である。これは、旧RAS制度の実質的部分を担っていた制度である。次に、こうした平時の助成以外にも、⑤ 非常時救済支払い計画 (Exceptional Circumstance Relief Payment) があり、これは深刻な旱魃や洪水など異常な事態の所得減を復興させるための助成制度である。

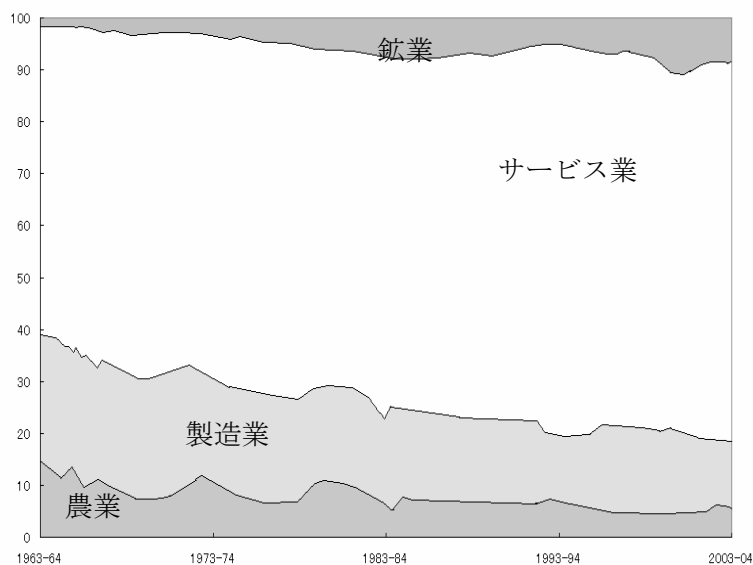
なお、この間のオーストラリア経済における農業部門の比重は図1と図2に示すとおりである。特に、最近40年間に急激に農業のシェアが低下している。これは、国際市場において一次産品、特に農産物の相対価格が恒常的に下落してきたからであるが、この状況は、主として、アメリカとEUにおける農業保護政策が生み出した過剰農産物の処理により引き起こされたのである。その煽りを主たる農産物輸出国であったオーストラリアが直に受けてきたのである。したがって、オーストラリアの食料農業政策は、こうした国際情勢に大きく左右されてきたといえる。

図1 農業の相対的衰退 (過去1世紀)



資料：文献 [3]

図2 農業の経済全体に占める割合 (過去40年)



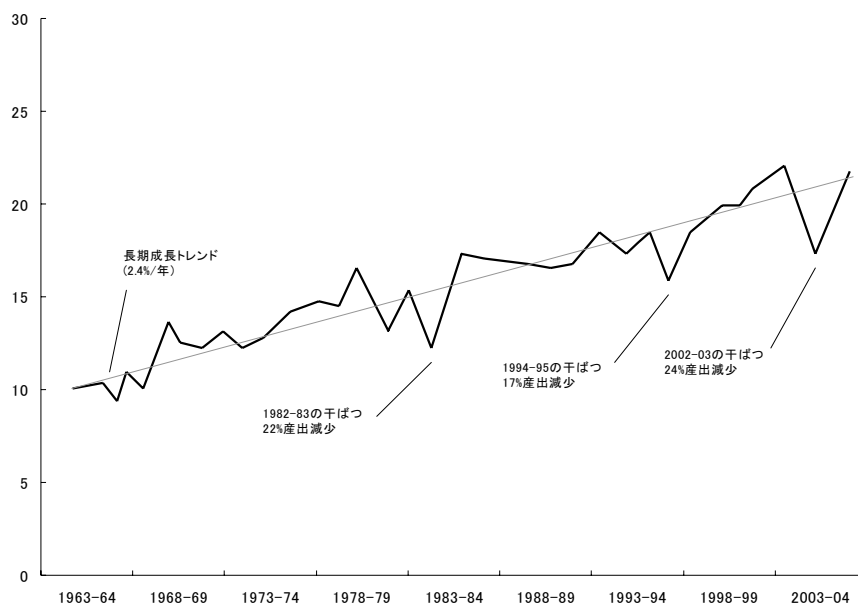
資料：文献 [3]

さらに、図3はオーストラリアの農業産出額の推移を示している。このように、傾向的には増加傾向を示しながらも、数年おきに早魃の影響を受けてきたことが確認される。オーストラリアの場合は、特に国際市場の動向と気象変動という外生的要因が、大きく国内農業の動向を規定してきたのである。

図4は最近年における農業の国内経済の各側面に対する貢献を、付加価値、雇用、資本形成、輸出に占める比重の観点から示したものである。農業部門は、輸出面においては約24%を占めているのに対して、付加価値、雇用、資本形成においては、ほんの数%しか占めていない。つまり、オーストラリアの農業部門は、輸出構造における重要度と国内産業構造における重要度が大きく異なる二重構造になっているのである。この特徴は、特に最近この40年に顕著に形成されてきたのである。

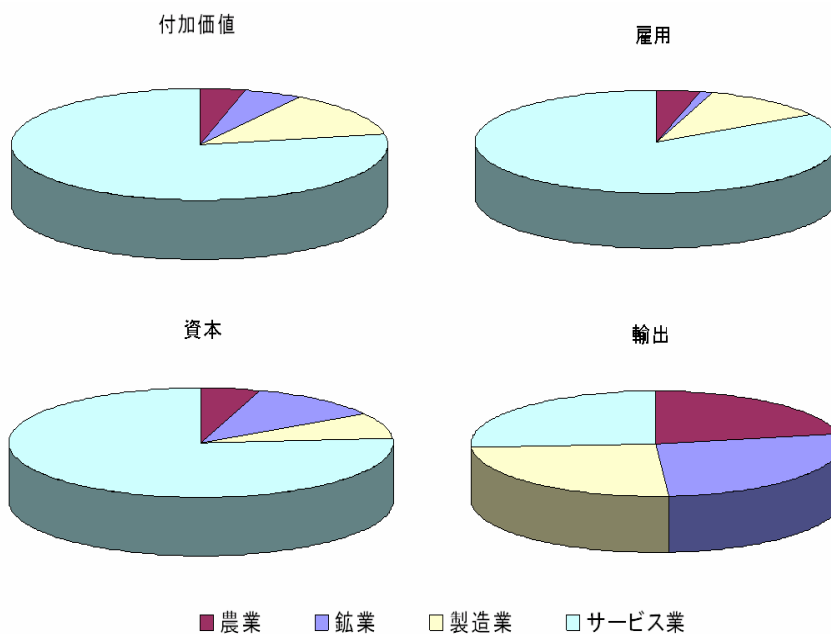
図3 農業産出額の成長 1963-64～2003-04

(単位：10億^{ドル} 2002-03年平価)



資料：文献 [3]

図4 農業のオーストラリア経済活動への貢献 (2003-04)

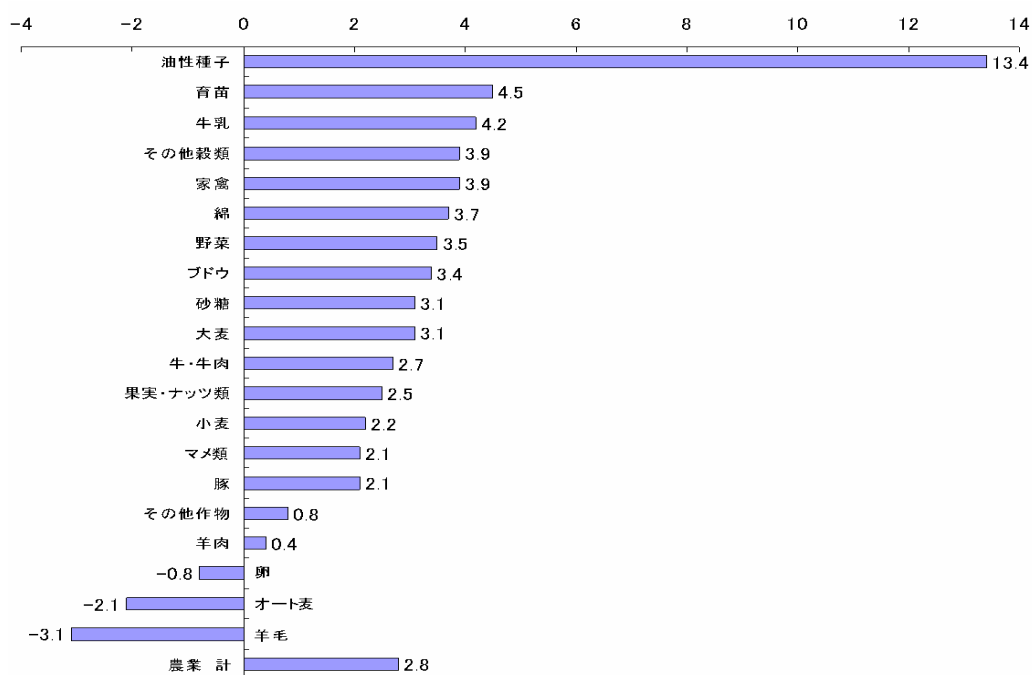


資料：文献 [3]

以上は、農業部門を全体としてみた場合の記述であるが、農業部門を各作物別、或いは農産物別に見たのが図5と図6である。図5と図6に示すように、農業全体としては約2.8%の成長を示しているが、農産物ごとにその成長率は大きく異なっている。大きく成長しているのは油糧種子であり、次いで育苗や葡萄である。低迷しているのは牧羊、鶏卵、養豚、燕麦等である。葡萄が大きく伸びているのは、オーストラリアのワイン産業が極めて好調だからである。また、成長率への貢献度で見ると、ワイン、牛肉、小麦が高く、平均成長率が大きいのは、ワインや生牛、果実、加工食品である。羊毛は全体の成長にとってマイナスの貢献しかしていないことが分かる。これは、国際市場において羊毛が化学繊維に代替され、その相対価格が低下していることに加えて、中国等の競争輸出国との国際競争力が費用面で弱体化してきたからである。

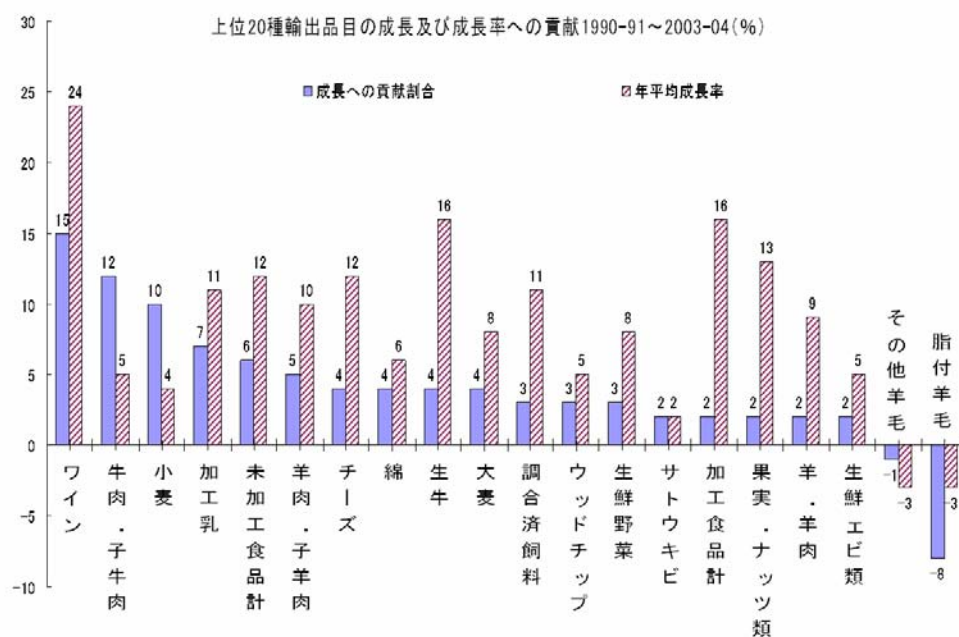
図5 農業産出の成長トレンド 1985-86~2002-03

単位：(%)



資料：文献 [3]

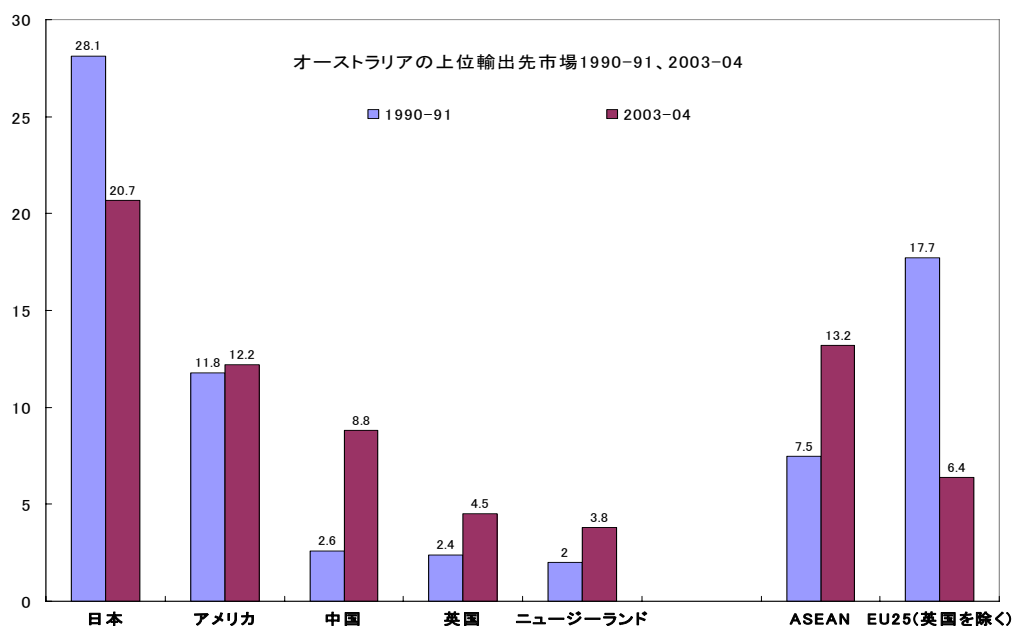
図6 上位20種輸出品目の成長及び成長率への貢献 1990/91～2003/04



資料：文献 [3]

次に、図7はオーストラリアの輸出先市場について示したものである。日本はアメリカを上回って、依然として最大の農産物輸出市場である。しかし、最近数十年間の変化を見ると、日本と「イギリスを除くEU」のみがそのシェアを低下させており、中国やアセアン、アメリカ、イギリス、ニュージーランドのシェアは全て上昇していることが分かる。

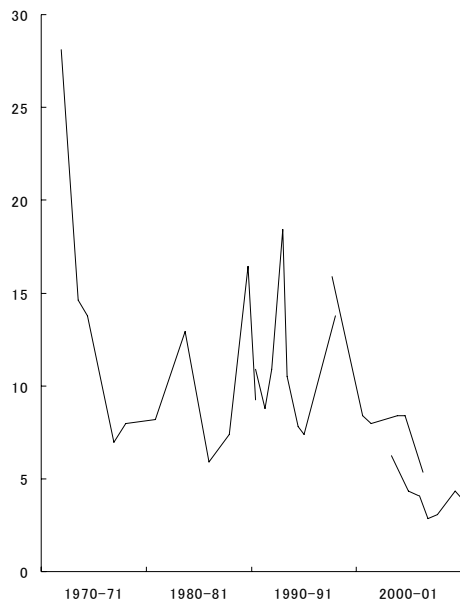
図7 オーストラリアの上位輸出先市場 1990/91、2003/04



資料：文献 [3]

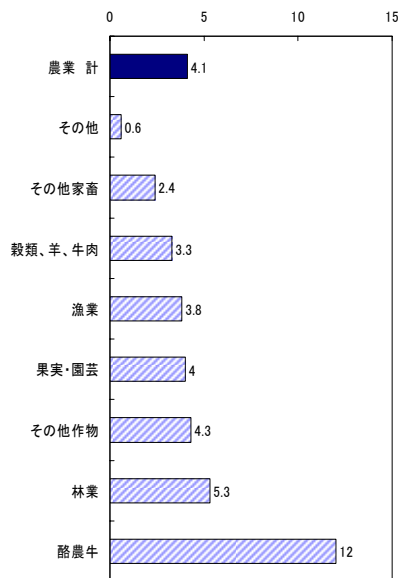
さらに、図8と図9は、農業部門への実効助成率の推移を示している。実効助成率とは、最終製品段階での助成額から投入物部門への保護による費用増加額を控除したネットの助成額を、当該製品の産出額に対する比率として示す尺度である。冒頭で示した食料農業政策の変遷過程と符合して、最近30年間に農業への助成は全体として激減していることが示される。また、図11はこれを品目別に示したものである。農業全体としての助成率は4.1%であるが、品目別に見ると、酪農などの労働集約的な部門で最も高くなっており、肉用牛などの労働粗放的な部門で低くなっている。これは、人口規模が小さく労賃が高いというオーストラリアの労働市場の特徴を反映した助成制度と言えよう。

図8 農業への平均実効助成率（%） 1970-71～2003-04



資料：文献 [3]

図9 産業分類別 2003-04



資料：文献 [3]

制度整備	州	NSW	ヴィクトリア	南オーストラリア	クイーンズランド
	費用・価格制度	フルコスト・リカバリ	△	○	△
費用・価格制度 (都市)	二部料金制	○	○	○ (都市) × (卸水)	○
	補助金削減	△	△	△	×
	補助金透明化	△	△	○	×
	事業収益率のプラス化	○	○	○	△
	埋没費用	△	○	△	△
費用・価格制度 (農村)	フルコスト・リカバリ	△	△	×	△
	従量制課金	△	△	△	△
	補助金削減	△	△	△	△
	補助金透明化	△	○	○	△
	事業収益率のプラス化	△	○	△	×
	事業投資評価	○	○	○	○
	取引・配分	環境に対する水配分	△	△	△
(開発河川)					
× (その他)					
水利権と土地の分離		△	○	○	×
		(開発河川と地下水)			
	× (その他)				
水利権取引	△	○	○	×	
機関・組織	役割分担の明確化	○	○ (都市) △ (農村)	○	△
	総合的資源管理	○	○	○	△
	総合的流域水管理	○	○	△	○
	事業パフォーマンス評価	△	○	△	△
	地域協議会	○	○	○	○

資料：文献 [7]

州 (地区)	水配分量 (GL)	実取水量 (GL)	実取水量 / 水配分量 (%)
NSW州	10,252	6,139	59.9
ビクトリア州	5,589	3,662	65.5
南オーストラリア州	702	574	81.8
クイーンズランド州	296	246	83.1
首都特別地区	63	63	-
計	16,902	10,684	63.2
資料：文献 [7]			

また、図10に示すように、ニューサウスウェールズ州とビクトリア州では、水利改革の実施された1995年を境として水利取引の急増したことが確認される。しかし、増加したのは、1年以内の水使用の移転としての「水融通」であって、水利権自身の売買はそれほど増加していないことが分かる。

2 資源環境保全としての水利改革

オーストラリアは、1940年代に未曾有の大干ばつに襲われて以来、度々、水資源・灌漑開発事業が実施されてきた。しかし、最近では、環境保護運動の高まりから、これが限界に来ている。そこで、水資源開発から水の融通対策へと重点が移り、1983年に南オーストラリア州では水利取引が最初に公式認可され、また、ニューサウスウェールズ州では、1年間に限った短期的な水利移転が開始されている。こうした状況の中で、1989年にはビクトリア州で水利法が整備されている。

さらに、1995年6月には水利改革として、取水抑制政策が実施されている。こうした、水の取引に関しては「1年以内の短期的な水使用移転」と「水利権自体の売買」とがあるが、現在のところ、前者はかなり活発化しているのに対して、後者の方は依然として限定的にしか普及していないのが実状である。

こうした水利改革の背景には河川環境の悪化がある。というのは、マレー＝ダーリング集水域において、マレー川からの取水量が開発の無い場合の自然流量の8割に急増したことにより、過剰取水のためマレー川河口で断流現象が生じているからである。

そこで、水資源の開発主義から再配分主義への転換と持続可能な水利用とを目指した水資源管理制度の確立が緊急に必要とされているのである。

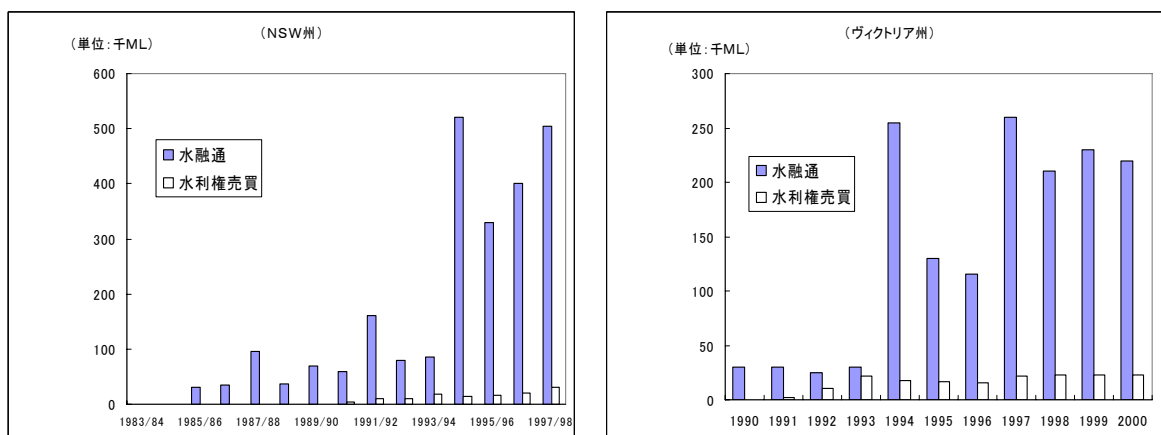
水利改革の目的は、

- ① マレー＝ダーリング集水域の流域環境の保全と向上を図るために、従来の流域体系の維持・改善を図ること、
- ② 環境的・経済的・社会的ニーズを満たせるような集水域内の水資源を開発・管理し、持続的な水利用を実現すること、

である。そこで、水利取引と水利市場の整備を目指して、豪州政府協議会（CoAG）は2003年8月29日に水利改革に伴う重要事項を検討し、取水量を1993/94年の取水量水準に留めることを求めたのである。

表1は、各州の水利改革への取組状況を示している。ビクトリア州や南オーストラリア州ではかなり積極的に取り組んでいるが、ニューサウスウェールズ州やクイーンズランド州では、あまり進んでいない状況にある。それ故、現在では、表2に示すようにオーストラリア全国平均では、割り当てられた水配分量の約4割が休眠しており、必ずしも有効に機能していない状況にある。

図10 農業水利取引の推移



資料：文献 [7]

「水の融通」取引に注目すると、表3に示すように、取引件数は増加傾向にあり、取引価格も上昇傾向にあるといえる。また、表4に示すように、作物別に見た単位水量当たり限界利益は柑橘類で最も高く稲作の場合の約7倍であり、逆に一年生牧草で最も低く、稲作の場合の約15%となっている。このように水使用の収益性は作物ごとに大きく異なっている。

表3 SRIDCの水利取引所における水融通の実績

灌漑年度	取引件数	取引水量 (ML)	取引金額 (AUD)	取引価格 (AUD/ML)		
				平均	最低	最高
1998/99	780	51,689	826,208.00	15.33	6.00	65.00
1999/00	1,294	60,109	2,237,078.00	37.68	21.00	85.00
2000/01	1,181	71,583	1,121,497.00	15.49	8.00	30.00
2001/02	1,077	69,397	2,845,838.00	40.82	20.00	75.00
2002/03	1,590	60,418	12,636,209.00	228.09	100.00	350.00

資料：文献 [7]

表 4 作物別に見た単位水量当たり限界利益

作物	単位水量当たり	同左指数
	限界利益	
	(AUD/ML)	(コメ = 100)
一年生牧草 (Lachlan)	10	15
小麦 (Murrumbidgee)	54	81
コメ (Murray)	67	100
多年生牧草 (Lachlan)	85	127
トウモロコシ (Lachlan)	120	179
柑橘類 (Murray)	460	687

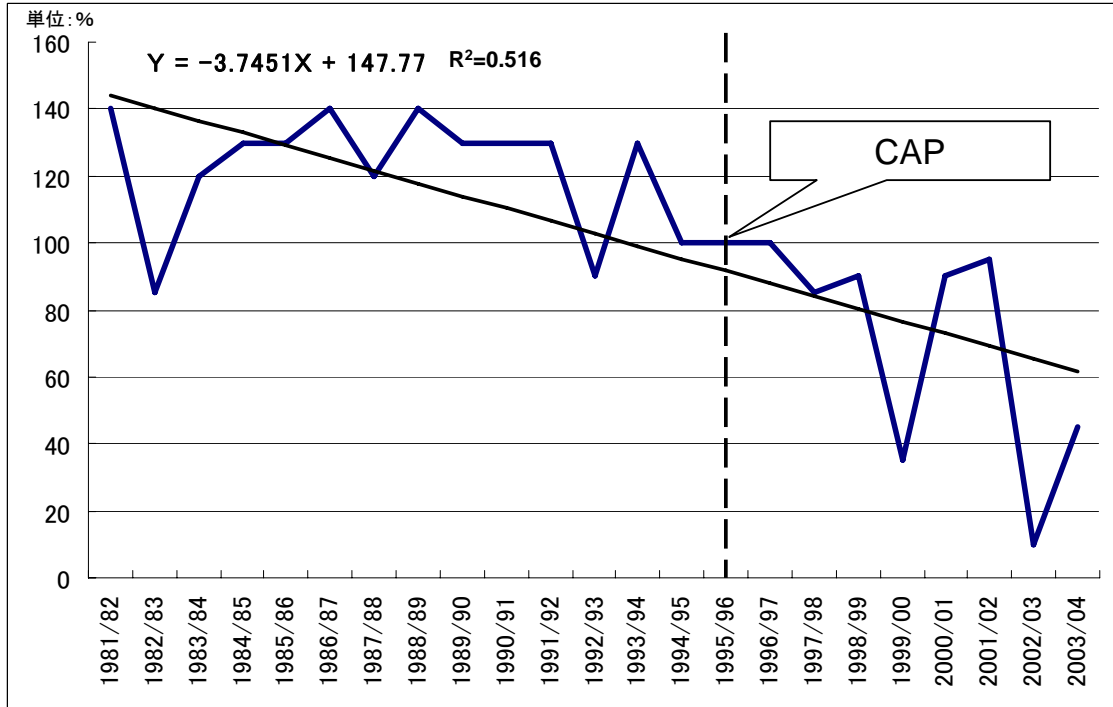
注1) 作物名右の () は産地名.

2) 単位水量当たり限界利益 = (収益 - 変動費) / 水使用量

資料: 文献 [7]

また、図 11 はマランビジー灌漑地域 (MIL) における水利権水量に対する水配分量の比率の推移を示している。水利改革の実施された 1995 年を境として、水供給の配分率が水利権水量以下に低く抑えられていることが分かる。これは記述したとおり、全体としての取水量を抑えることにより、水資源と河川環境の保全を図るためである。

図11 MILにおける水供給の配分率の推移



資料: 文献 [7]

さらに、表5はマランビジー灌漑地域における用途別の水利用量を示しており、5割以上の灌漑用水がコメ生産に使用されていることが分かる。水利用量は、次いで一年生牧草が多く、この両方で7割以上となっており、柑橘類を含む「その他灌漑」は数%の利用割合に過ぎない。つまり、コメ部門は柑橘類に比べて大量に水を使用しているが、その単位使用量当たりの限界利潤は、柑橘類よりも遥かに小さいことになる。オーストラリアでは、現在、稲作部門の縮小または撤退を求めて環境論者からの厳しい批判が出されているのは、こうした事情を反映している。

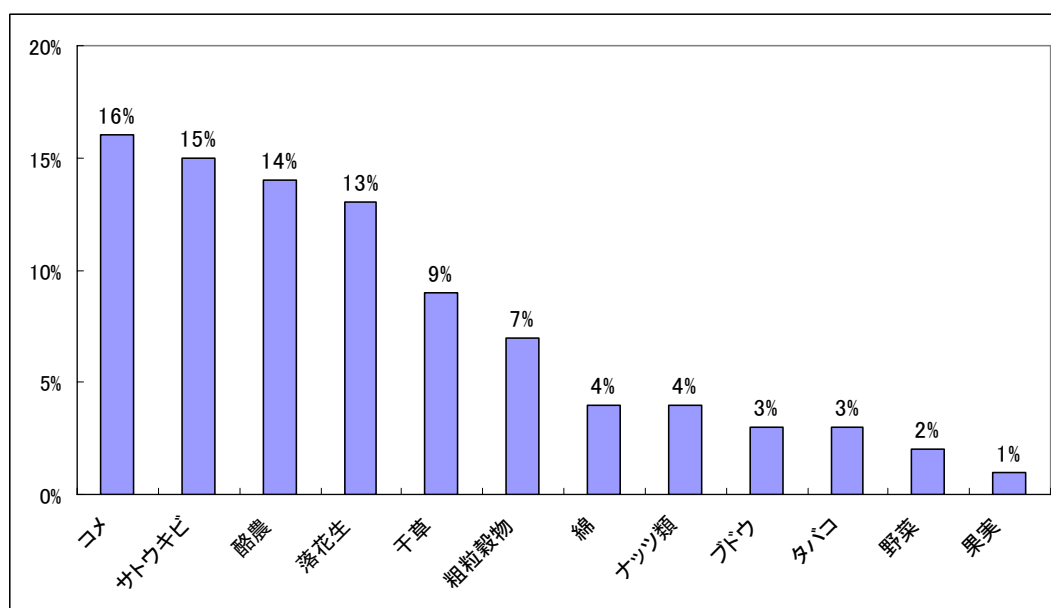
表5 マランビジー灌漑地域における用途別水利用量

期間		1992/93～	95/95～	98/99～
(3ヶ灌漑年度平均)		94/94	97/98	00/01
全体		100.0	100.0	100.0
内訳 (%)	コメ	49.2	54.2	56.5
	一年生牧草	32.0	22.8	20.2
	多年生牧草	11.6	13.0	12.0
	穀物類	2.6	4.7	5.4
	その他灌漑	3.9	4.2	4.5
	家畜・家庭用水	0.7	1.1	1.4

資料：文献 [7]

また、図12は、費用に占める水利費の比率を部門別に示したものである。コメ、サトウキビ、酪農、落花生では、費用の1割以上を水利費が占めており、逆に、水利用単位当たりの収益性が最も高かった果実、野菜等では、費用に占める水利費の比率は5%以下となっている。

図12 費用に占める水利費の比率（部門別）



資料：豪州農林水産省資料 (<http://www.affa.gov.au/content/output.cfm>)

3 GM食品をめぐる貿易政策

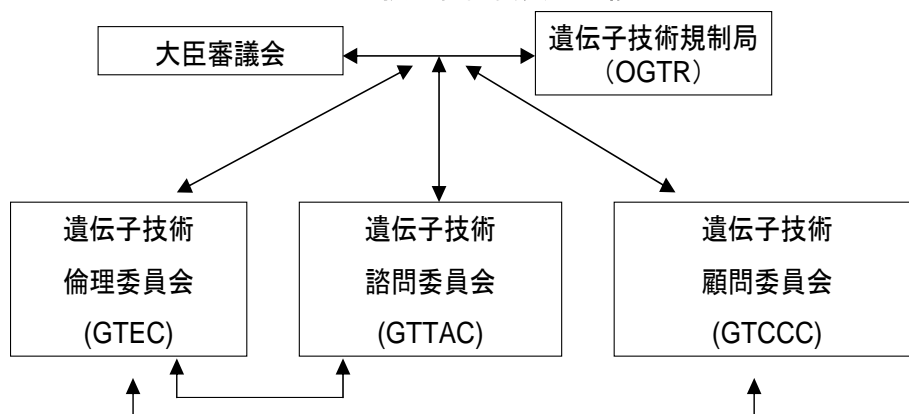
オーストラリアの最近の食料戦略を論じる上で重要なのは、遺伝子組み換え作物・食品（GM作物・食品）に対する戦略である。

オーストラリアでは、遺伝子組み換え食品の安全性に関して国民の理解は分かれているため、GM作物の採用に関して貿易交渉上でも大きく揺れている。この間、消費者の不安を考慮してGM作物や食品の生産規制および流通・表示規制を厳格に行ってきた。従来、オーストラリアの輸出農産物には遺伝子組み換え物質が含まれていないことが、食品安全性の面でひとつのブランドとしての効果を持ち、国際競争力を強め、高い輸出シェアを維持して来た。この状況下で、GM作物を導入することによりこの国際競争力の面でのメリットを失うことを懸念している。一方で、これを導入しない場合に、GM作物先進輸出国のアメリカ、カナダ、アルゼンチンに遅れをとることをも懸念しており、輸出戦略上のディレンマに陥っている。

この状況を反映して、オーストラリアは国際交渉戦略上もパラドックスに陥っている。WTOやFTAに見られる自由化の動きにおいて、あらゆる貿易障壁の撤廃を主張するオーストラリアは、「GM作物の安全性評価への予防原則の導入は新たな貿易障壁になる」として貿易に伴う全ての規制を緩和するという立場を貫く一方で、国内では、GM作物の生産を規制し、その流通・表示規制を強化するというディレンマの状況にある。つまり、今日まで狂牛病（BSE）を一頭も出していない数少ない先進国としての誇りから、相反する国内的要求と対外的要求に対して容易には妥協できない状況に置かれているのである。

オーストラリアの食品安全対策は、ニュージーランドと共通の組織と制度のもとで実施されている。その中でも、特に遺伝子組み換え作物・食品（GM作物・食品）に関する規制は、遺伝子技術検討委員会により行われており、その構造は、図13に示すとおりである。

図13 遺伝子技術検討委員会の構造



資料： Source: Office of Gene Technology Regulator (2002)

従来、オーストラリアでは、基本的に非食料の遺伝子組み換え作物のみが実験用に栽培することを認められていたが、最近では、アメリカ、カナダ、アルゼンチン等の生産・輸出量が拡大するにつれて、その規制を緩めつつある。表6は2002年8月に遺伝子技術検討委員会の検討のもとに、使用が解禁された遺伝子組み換え作物を示しており、また表7は、同時点で解禁された遺伝子組み換え作物の利用地域の例である。さらに、表8は、同じく遺伝子組み換え食品を示し、表9は、同時点で依然として、使用が規制されている遺伝子組み換え食品を示している。

表6 2002年8月に豪州において使用が解禁される遺伝子組み換え作物

作物	特徴	作物	特徴
ナタネ	<ul style="list-style-type: none"> ・植物構成の修正 除草剤耐性 除草剤抵抗性 耐菌性 日照時間への感応度抑制 非栄養含有物の低減 栄養素の変換 ・特性 豆粕の破碎の低減 	綿花	<ul style="list-style-type: none"> 昆虫抵抗性 除草剤抵抗性 除草剤耐性 湛水害耐性
		小麦	<ul style="list-style-type: none"> 除草剤耐性 除草剤及び合成ペニシリン抵抗性
		大麦	<ul style="list-style-type: none"> 除草剤耐性 でん粉質の分解
サトウキビ	<ul style="list-style-type: none"> 砂糖生産の増加及び 絞汁の色の変換 葉やけ病耐性 	けし油種子	<ul style="list-style-type: none"> アルカロイド生産量の増加
		サブクローバー (ジモグリツメクサ)	<ul style="list-style-type: none"> 除草剤抵抗性 栄養の質的改善
エンドウマメ	<ul style="list-style-type: none"> 昆虫耐性 栄養の質的向上 	ホワイトクローバー (シロツメクサ)	<ul style="list-style-type: none"> アルファルファモザイクウイルス抵抗性 ウイルス抵抗性
パイナップル	<ul style="list-style-type: none"> 開花時期の操作 生化学的修正 	ウチワマメ	<ul style="list-style-type: none"> 除草剤耐性 栄養の価値向上 除草剤耐性 質的及び色素生物検定選別 (β-グルクロナターゼ遺伝子) 除草剤耐性、 種子耐性 色素生物検定選別 ウイルス抵抗性
パパイヤ	<ul style="list-style-type: none"> 抗生物質抵抗性 果実の質的向上 		トマト
レタス	<ul style="list-style-type: none"> ウイルス耐性 抗生物質耐性 		
リンゴ	<ul style="list-style-type: none"> 抗生物質抵抗性 		
ブドウ蔓木	<ul style="list-style-type: none"> 果実の色の低減 		
セイヨウカラシナ	<ul style="list-style-type: none"> 除草剤耐性 		

表7 2002年8月に豪州において使用が解禁される遺伝子組み換え作物の利用地域の例

州	作物	州	作物
オーストラリア首都特別地域	<ul style="list-style-type: none"> 大麦 クローバー エンドウマメ シュードモナス 小麦 	南オーストラリア州	<ul style="list-style-type: none"> 大麦 ナタネ エンドウマメ セイヨウカラシナ 小麦
ニューサウスウェールズ州	<ul style="list-style-type: none"> ナタネ クローバー 綿 エンドウマメ セイヨウカラシナ シュードモナス 	タスマニア州	<ul style="list-style-type: none"> ナタネ けし油種子 ジャガイモ
		ヴィクトリア州	<ul style="list-style-type: none"> ナタネ クローバー ブドウ蔓木
ノーザンデリタリー クイーンズランド州	<ul style="list-style-type: none"> 綿 リンゴ ナタネ 綿 セイヨウカラシナ レタス パパイヤ パイナップル サトウキビ 	西オーストラリア州	<ul style="list-style-type: none"> ナタネ クローバー 綿 エンドウマメ ウチワマメ けし油種子

資料：GTR(2002)

表8 2002年8月に認可された遺伝子組み換え食品

製品	認可番号
グリホサート耐性ダイズ	A338
昆虫抵抗性綿	A341
昆虫抵抗性トウモロコシ Mon 810	A346
グリホサート耐性綿 1445	A355
グリホサート耐性トウモロコシ	A362
グリホサート耐性ナタネ GT73	A363
高オレイン酸含有ダイズ	A387
コロラド・ポテト・ビートル抵抗性ジャガイモ	A382
コロラド・ポテト・ビートル抵抗性及び ジャガイモ葉巻ウイルス抵抗性ジャガイモ	A383
コロラド・ポテト・ビートル抵抗性及び ジャガイモYウイルス抵抗性ジャガイモ	A384
昆虫抵抗性トウモロコシ (Bt-176)	A385
昆虫耐性グルフォシネートアンモニウム	A386
グルフォシネートアンモニウム耐性トウモロコシ T25	A375
グルフォシネートアンモニウム耐性ナタネ topaz 及び	A372
肥料良感応性グルフォシネートアンモニウム耐性ナタネ	
グリホサート耐性サトウキビ GTSB77	A378
ブロモキシニル耐性綿	A379

資料：Food Standards Australia New Zealand(2002)

表9 2002年8月時点で懸案中の遺伝子組み換え食品

製品	認可番号
ブロモキシニル抵抗性ナタネ	A388
昆虫抵抗性・グルフォシネートアンモニウム抵抗性トウモロコシ	A380
グリフォサート耐性トウモロコシ	A416
昆虫抵抗性綿	A436
昆虫及びグルフォシネートアンモニウム抵抗性トウモロコシ	A446

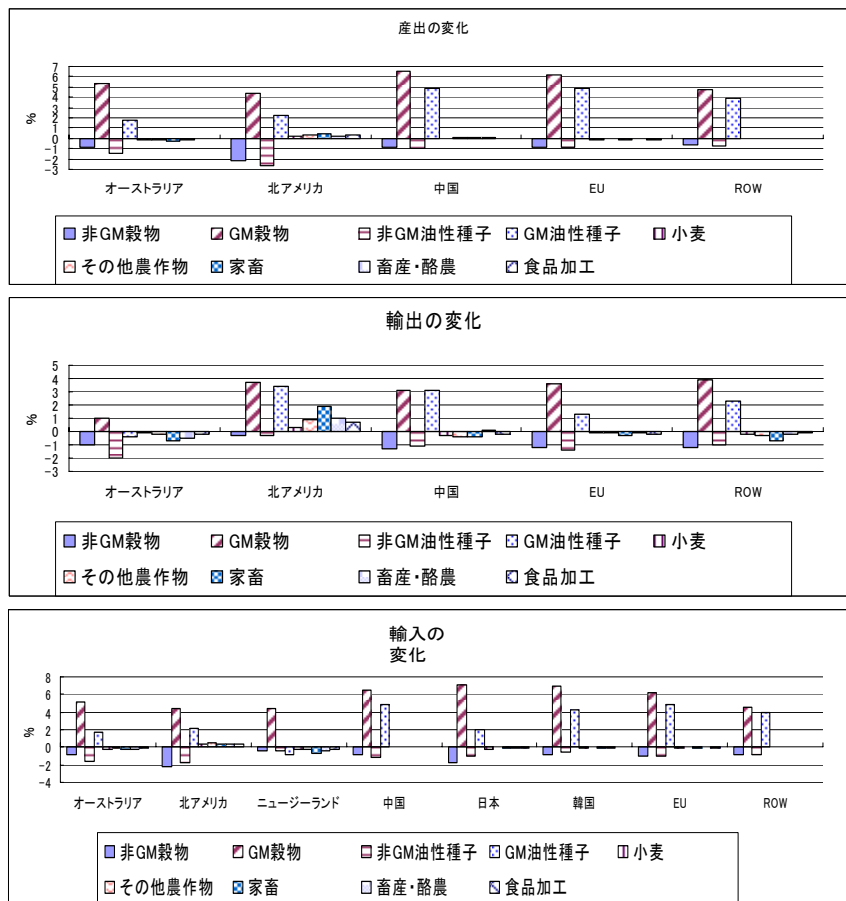
資料：Food Standards Australia New Zealand(2002)

こうした状況のもとで、オーストラリアの或る研究機関の行なったシミュレーションによれば、どのシナリオにおいても、小麦以外の穀物および油糧種子のGM技術はオーストラリアの全般的な貿易に殆ど影響を与えないことを指摘している。その理由は、貿易全般に占めるこれらの部門のシェアが小さく、また、これらの部門におけるGM技術の普及率が小さいからである。

しかし、同じシミュレーションにおいて、もし、オーストラリアがGM作物の生産を低い水準に保ち、多くの貿易相手国がGM作物の生産を拡大するならば、オーストラリアは、その規制にかかる費用の如何に関係なく、その作物自身の市場とその川下作物の市場との両方で、長期的に市場シェアを拡大あるいは維持する機会を失うことになるとも指摘している。GM作物の採用によりその生産性が6～7.5%上昇することを想定した場合に、貿易の変化を通じて生じる主要国の生産と輸出入に及ぼす効果に関するシミュレーションの結

果は図 14 に示すとおりである。

図 14 生産性シミュレーションの結果



資料：文献 [3]

4 FTAを巡るオーストラリアの最近の動き

農産物貿易の自由化交渉において、オーストラリアは、当初からグローバルな自由化を主張してきた。ガット・ウルグアイ・ラウンドの場合でも、アメリカと共に、工産物並みの即時自由化を日本やEUに対して強く迫ってきたのは、周知の通りである。その際、オーストラリアは、ケアンズ・グループのリーダー国として、「無差別」、「多角」、「互惠」というWTOのモットーに従って、グローバルな自由化を一貫して主張してきたのである。しかし、1999年のシアトルでのWTO交渉が決裂して以来、WTO自由化交渉は遅々として進展していない。

今や、メンバー国が百数十カ国に膨れ上がったWTOの枠組みでの自由化交渉では、利

害の一致を見るのは極めて難しく、それよりも、利害の共通する比較的近隣の数カ国単位での自由化交渉、いわゆる、地域間自由貿易交渉 F T A が世界のあちこちで模索されるようになってきた。

こうした動きに加えて、W T O の枠組みでの自由化交渉においても、ウルグアイ・ラウンドの際には、共同歩調をとってきたアメリカが、オーストラリアやニュージーランド、カナダなど旧英連邦諸国で多く見られる各種のマーケティング・ボードなどの、いわゆる国家貿易企業（S T E）による輸出入の一元的活動（single desk activities）が持つ市場歪曲性を問題にし始めた。イギリスは、国内の諸般の事情によりいち早くマーケティング・ボードを廃止していたので、E U はもはやこうした国家貿易企業による貿易の一元的活動は有していない。

こうした状況に及んで、自由化を推進するオーストラリア、アメリカ組に対して、現状維持または自由化の速度を少しでも遅らせようとする E U、日本組の対立というウルグアイ・ラウンドの場で見られた対立の図式は、国家貿易企業による一元的貿易活動を廃止させようとするアメリカ、E U 組に対して、それを容認しようとするオーストラリア、日本組の対立という図式に変化する様相を呈してきた。

オーストラリアは、こうした国際的情勢の中で、自由貿易交渉に関するスタンスを徐々に変えてきた。つまり、W T O での自由化交渉に加えて、地域間自由貿易交渉の動きにも理解を示すようになってきたのである。

オーストラリアが最初に締結した自由貿易協定は 1983 年にニュージーランドとの間で締結された経済関係緊密化協定（C E R）であった。この協定に関しては、当初、国際的評価は極めて低かった。というのは、オーストラリアもニュージーランドも、輸出に占める一次産品の比重が高く、その産業構造が似通っているため、両国の間では輸出品、輸入品とも競合して自由貿易は活発化しないというものであった。

というのは、リカードの比較生産費説やヘクシャー・オリーの資源賦存説で説明される貿易利益は、本来は、例えば農業国と工業国といった産業構造が対照的で補完的な国の間で成立するものである。そのため、産業構造の似通った国同士の間では成功しないことになる。現に歴史的にもそうした例がある。余り知られていないが、N A F T A という名前の協定は現在の北米自由貿易協定以前にもあった。それは、1966 年に締結された New-Zealand-Australia Free Trade Agreement である。両国の産業構造は余りにも類似していた為、互いの輸出品・輸入品とも競合し貿易促進効果は生せず、結局は失敗に終わった。この両国は当時支配していた旧英連邦特惠制度との整合性を巡って、その前後にも幾

つか協定の試みを繰り返してきたが、最終的に両国の間で自由貿易協定が成功したのは、1983年に締結された二国間自由貿易協定（経済関係緊密化協定CER）である。この協定は「現存するFTAの中で最も包括的なFTA」として高く評価されている。後述する国際地域協定の類型化で言えば、経済連携協定の段階から共同市場の段階に近づいている。この協定を共同市場の段階にまで成熟させる際に、現在残っている問題は、税関制度の共通化、統一通貨の採用などのみである。

では、以前に失敗した両国間の自由貿易協定が、二度目には成功した理由はどこにあったのか。これは次のように説明できる。つまり最初の協定である旧NAFTAが締結された1960年代の国際情勢下では、貿易利益はいわゆる産業間貿易（或いは垂直分業）から追求されていた。これは本来の比較生産費説が描いていた状況である。しかし、二度目の自由貿易協定であるCER協定が締結された1980年代には、貿易利益はむしろ産業内貿易（或いは水平分業）から追求される状況に変化していた。比較生産費説や資源賦存説では、「自国に相対的に豊富に存在する資源をより集約的に投入する産業部門で比較生産費が安くなるので、その部門に特化して輸出し、そうでない部門を輸入に依存する」ことから貿易利益（産業間貿易<垂直分業>からの貿易利益）が得られる訳であるが、これを突き詰めていくと、どの国も資源賦存の状況に規定された硬直的な産業構造となる。近年、国際状況が変動的になるにつれて、国際市場の変動に伸縮的に対応しうるために、各国ともあらゆる産業部門をある程度維持した上で、各々の産業部門内で比較的有利な分野に生産の重点をシフトさせて輸出し、そうでない分野を輸入に頼るといふ、いわゆる産業内貿易（水平分業）の時代に移行している。こうした状況下では、産業構造の似通った国の間でも、産業内貿易（水平分業）からの貿易利益は発生する訳である。

ちなみに、ニュージーランドとオーストラリアの間での二度目の自由貿易協定CERの成功に刺激されて、1989年に同じく産業構造の似通ったアメリカとカナダの間での二国間自由貿易協定CAFTAが締結され、さらに、1992年にメキシコを加えて北米自由貿易協定NAFTAが締結されたことは記憶に新しい。

1) オーストラリアの自由貿易協定への取組と交渉経過

次に、オーストラリアの自由貿易協定の締結状況と交渉経過について見ておこう。まず、既に締結済みの協定としては、以下の通りである。

(1) 豪州・ニュージーランド間経済関係緊密化協定（ANZCERTA、略してCER）

前述したように、この協定は、現在のように低迷するWTOに代わって自由貿易協定が乱立する以前の1983年に締結された。それ以降の20年間に商品貿易は平均年率10%で拡大し、投資は平均年率18.6%で拡大してきた。この状況からも分かるように、現在、最も成功している自由貿易協定として高く評価されている。

(2) シンガポール・豪州間自由貿易協定 (S A F T A)

この協定は2003年2月17日に締結され、2003年7月28日に発効している。2001年4月の交渉開始から2002年10月までに10回の交渉が行われた。この協定では、関税削減、サービス、特に教育、環境、通信の分野での市場開放を推進することが合意されている。さらに、競争政策、政府調達、知的所有権、電子商取引、関税手続きや商用出張における門戸開放をも進めることを目指している。

(3) タイ・豪州自由貿易協定 (T A F T A)

この協定は、オーストラリアが既に締結している自由貿易協定の中で、最も新しく合意された協定である。2005年1月1日より発効し、商品・サービスの貿易と投資の自由化を推進することを目指している。オーストラリアからタイに輸入される全製品の関税が2010年1月1日までに撤廃され、サービス貿易と投資についても大きく開放されることが期待されている。

(4) 豪米自由貿易協定 (A U F T A)

ガットのウルグアイ・ラウンドからWTO成立にかけて、最も声高にグローバルな自由化を主張した国同士の自由貿易協定であり、当事国の間のみならず、国際的に成り行きが目された協定であった。そのため、WTOの精神と地域間自由貿易協定との整合性をめぐる論争が続き、互いに妥協できずに意地を張り合ったため、交渉過程はかなりの長期に及んだ。最終的には、オーストラリアが一時的にかなり妥協した末に、2004年5月18日に締結された。この協定では、2000億米ドルの対米輸出市場へのアクセスを確保したことになり、オーストラリアの国際経済研究センターの推定では、発効後の10年間にオーストラリアのGDPを60億ドル増加させ、2012年までに、雇用を0.3%増大させ、30,000人の雇用機会を創出することになると期待されている。

オーストラリアが既に締結している自由貿易協定は、以上に示した4つのケースである。この中で、ニュージーランドとの協定は極めて順調な成果を挙げている。しかし、その他のケースは、いまだ、必ずしも期待されたとおりの成果を挙げているとは言い難いものもある。特に、アメリカとの協定は、事ある毎に、締結された協定内容の実施方法の細部をめぐって協議が繰り返されている。これらに加えて、現在、オーストラリアが交渉中の自由貿易協定は以下の通りである。

(5) 豪州・ASEAN・ニュージーランド間自由貿易交渉

前述した通り、ニュージーランドとの間の自由貿易協定である経済関係緊密化協定(CER)が大きな成功を収めたことを受けて、オーストラリアは、この協定の成果をア

セアンとの間にも拡張した地域間協定にすべく積極的に働きかけている。2004年11月30日、ハワード首相とASEAN およびニュージーランドの代表者が、2005年の早い時期に豪州・ASEAN・NZ間の地域間自由貿易協定の交渉を開始することを公表した。ラオスで開かれた会合で、12人の代表者が商品とサービスの貿易と投資をカバーし、各メンバー国のWTOでの自由化以上の規制緩和を含めることに合意した。さらに、2年以内に締結し10年以内に合意事項を完全履行することを合意した。既に発効しているシンガポールやタイとの二国間FTA協定や現在検討交渉中のマレーシアとの二国間自由貿易協定の交渉を補完するものであり、実現すれば地域間で重層的な自由化協定が成立することになる。

(6) 豪州・マレーシア間自由貿易交渉

2005年4月7日に、両国首相が二国間自由貿易協定の交渉を開始することに合意した。マレーシアは、重要な経済パートナーであり、アセアンの中では第2の貿易相手国であり、世界的に見ても第9位の貿易相手国で、両国間の総貿易額は100億ドルに達している。マレーシアは、現在、4つの二国間自由貿易協定および5つの地域間自由貿易協定の交渉に取り組んでいるため、オーストラリアとの第2回会合の延期が報告されていたが、2005年11月14日の週に、貿易および紛争解決問題について、会議が開催された。第3回の会合は、2006年初頭に開催されることになっている。

(7) 豪州・アラブ首長国連邦FTA交渉

オーストラリアとアラブ首長国連邦は、2005年3月16日に自由貿易協定の交渉を始めた。2005年7月25日～26日にオーストラリア首相がアラブ首長国連邦を訪問した際に再度、確認している。これまでの3回（第1回は3月にキャンベラで、第2回は6月にアラブ首長国連邦で、第3回は12月にゴールドコーストで開催）の交渉で、財とサービスの貿易、投資、知的所有権および法的問題について大きな進展があった。第4回の交渉は2006年初頭にアラブ首長国連邦において開催されることが予定されている。

(8) 豪州・日本FTA可能性検討会

2005年4月20日に、両国首相は、日豪間自由貿易協定の可能性をめぐる検討会を開始することに合意した。日本は石炭、石油、天然ガス、アルミ等の鉱物資源や農産物に関してオーストラリアの最大の貿易相手国であり、観光においても年間70万人以上の旅行者がオーストラリアを訪問するという第2の相手国である。2003年7月に公約されていた「貿易および経済構造」に関する研究会の一部として、自由貿易協定の意義を分析することを課題とする。今後20年間に生じるオーストラリアへのGDP拡大効果の現在評価額は387億豪ドルであり、消費者便益の増大は同じく194億豪ドルとなる。日本へのGDP拡大効果の現在評価額は274億豪ドル（約2.2兆円）であり、消費者便益の増大は同じく683億豪ドル（約5.6兆円）となる。また、2020年には、オースト

ラリアのGDPは自由貿易協定の無い状態に比べて 0.7%も大きくなり、同じく日本のGDPは 0.03%大きくなることが予測されている。オーストラリア側は積極的であり、日本側も外務省や経済産業省はこの検討会自体には積極的であるが、農林水産省はこの検討会を持つこと自体に極めて強い拒否反応を示している。それ故、他の国との自由貿易協定の交渉に比べて、日本との自由貿易協定の交渉はそれほど進展していない。

(9) 豪州・中国間自由貿易協定

オーストラリアと中国の間での自由貿易協定の可能性を探る合同研究会が、2005年3月に完了し、両国間の自由貿易協定の実現を通じて豪中両国に大きな経済的利益があるという結論に達した。これを受けて、2005年4月18日、ハワード首相と中国首相が、この研究会の結論に従って、自由貿易交渉を開始することに合意した。

オーストラリアと中国間の自由貿易協定に関して、第1回交渉会議が2005年5月23日にシドニーで開催され、オーストラリアの貿易相 Mark Vaile と中国の商務副大臣魏建国の間で討論され、今後年4回のペースで作業会議を持つことで合意した。その後、豪中間自由貿易協定の第2次交渉会議は、2005年8月22～24日に北京で開催された。

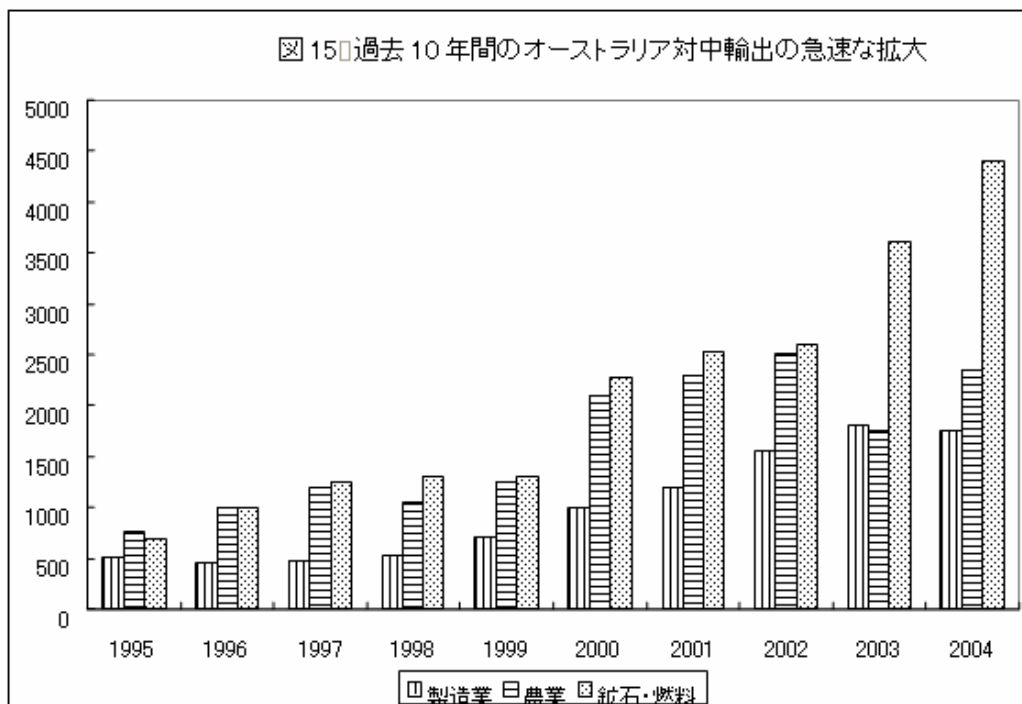
さらに、豪中間自由貿易協定の第3次交渉会議が、2005年11月2～4日にかけて北京で開催された。豪州側は外務貿易省が、中国側は商務省が担当したが、その際、4つの分科会（① 農業、② 商品貿易、③ サービスと投資、④ 知的所有権）に分かれる形で開催された。また、次回第4回会合は、2006年2月または3月にキャンベラで開催されることになっている。

中国も現在のところ、香港、マカオおよびアセアン 10 カ国と自由貿易協定を交渉しており、さらに、オーストラリアと産業構造が競合するニュージーランドやチリを含めて、南アフリカ関税同盟のメンバー国、また、日本、韓国、インドとも交渉を始めようとしている。こうした中国を取り巻く自由貿易協定の交渉競合国に対して、オーストラリアは、自らの対中国自由貿易協定の締結を通じて、市場シェアを維持・改善する必要性に迫られている。

2) 豪州・中国経済の動向

図 15 に示すとおり、オーストラリアの対中国輸出額は着実に拡大してきている。特に、2000年以降この拡大は顕著になってきている。これを、製造業、農業、鉱産物の別にみると、一貫して、顕著な増加を示しているのは鉱物資源である。製造業も殆ど一貫して拡大傾向を示しているが、その輸出額の水準自体は他の輸出品を下回っている。農産物の輸出に関しては、1998年から1999年の期間と2003年から2004年の期間は増加傾向トレンド

を若干下回っている。このように、オーストラリアの対中国輸出は、全体としては顕著に伸びているがこと農産物輸出に関しては、豊凶による変動を含みながら推移しているのが現状である。



資料：文献 [6]

表10 豪州－中国間の貿易(2003)

項目	対中国 輸出額 US\$m	各項目における 豪州の輸出割 %	対豪州 輸出額 US\$m	各項目における 中国の輸出割合 %
小麦	0.7	0.0	0.0	0.0
その他の穀物	93.4	24.4	0.0	0.0
野菜・果物・ナッツ類	2.0	0.3	9.1	0.5
油糧種子	0.6	0.2	3.4	0.6
植物性繊維	44.4	7.5	0.0	0.0
その他耕種作物	4.2	1.5	5.3	0.4
牛, 羊, 山羊, 馬	57.3	9.2	0.0	0.0
その他畜産物	123.8	24.1	4.7	0.4
毛糸, 絹糸用マユ	527.6	45.0	0.0	0.4
木材	17.5	23.5	0.8	1.0
魚介類	5.2	1.3	0.9	0.1
石炭, 石油, ガス	752.3	5.4	214.1	2.1
ボーキサイト, その他鉱物	1790.7	10.7	13.2	0.3
牛肉・その他の肉製品	96.6	2.9	0.0	0.0
食肉加工品	6.6	2.2	0.7	0.1
植物油および脂肪	3.8	4.8	11.1	0.3
乳製品	42.9	3.1	2.3	3.5
加工米	0.0	0.0	1.1	0.2
砂糖	0.3	0.9	0.1	0.2
その他の加工食品	53.3	2.9	0.0	0.0
清涼飲料およびタバコ	3.7	0.2	16.1	1.8
織物製品	103.1	12.3	687.2	1.8
衣服	1.5	0.8	888.3	2.1
皮革製品	26.0	6.8	234.9	1.2
木材製品	35.5	4.6	225.0	1.9
紙製品・印刷物	60.6	8.2	79.8	2.6
化学・ゴム・プラスチック製品	240.0	6.2	586.2	1.9
鉄	206.8	27.6	0.0	0.0
鉱産製品	13.9	1.9	462.1	2.1
自動車・部品	35.9	1.3	65.0	0.9
輸送・電器・その他機械設備	244.7	3.7	2152.3	1.1
その他の工業製品	3.9	0.5	297.3	1.4
計	4599.0	100.0	5951.1	100.0

資料: United Nations (2004)

他方、表10は、オーストラリアと中国の双方向の貿易について、最近年(2003)における状況をより詳細な品目分類について示している。これを見ると、両国の対相手国輸出の商品構成に極めて明確な対照性が見られる。つまり、オーストラリアからの対中国輸出の商品構成は、農林水産物および資源が中心であるのに対して、中国の対オーストラリア輸出の商品構成は製造業品が中心である。現在、中国は、特に、その沿岸部を中心に急激な工業化を進めつつあるが、一方、オーストラリアでは、一次産業の比重は次第に低下しつつあるものの、製造業の伸びは期待できない状況にあり、産業構成におけるシェアを拡大しているのはサービス産業である。それ故、この両国の輸出商品の対照性或いは補完性は、今後ますます、顕著になるものと見られる。それだけ、貿易補完性を強め、二国間自由貿

易協定による貿易利益の拡大の潜在性が大きいということである。両国のこうした関係は、極めて最近のことであり、中国がWTOに加盟する以前は、両国の輸出品の構成にはかなり競合するものがあった。中国の改革・開放期以来、国内の工業化は急速に進み、国内の産業構成に占める製造業の比重は高まりつつあったが、輸出構成に占める製造業品の比重は、つい最近まで、それほど高くはなく、むしろ一次産品が中心であった。この段階までは、オーストラリアと中国は、その輸出品について互いに競合する部分が多かったのである。

表 11 豪州の顕示比較優位指数 (RCA)

項目	2000	2001	2002	2003
小麦	15.41	14.85	14.5	10.24
穀物	3.21	2.4	4.08	2.53
家畜製品	3.18	3.46	3	3.4
毛糸・絹糸	67.48	70.96	70.72	63.57
石油	1.5	1.46	1.39	1.55
鉱物	8.7	8.29	8.7	9.46
牛肉加工品	14.43	16.8	15.06	16.23
乳製品	5.86	5.22	5.41	4.58
織布・繊維	0.51	0.47	0.43	0.37
鉄・鉄製品	0.54	0.34	0.34	0.43
金属製品	6.99	6.99	7.01	6.66
機械	0.35	0.36	0.35	0.34

資料：文献 [4]

次に表 11 は、オーストラリアの商品別の国際競争力を顕示比較優位指数 (RCA) という指標で示したものである。

ここで、顕示比較優位指数 (RCA) とは、特定国 (たとえばオーストラリア) の全商品の総輸出額 X_a に占める或る商品の輸出額 X_{ai} の比率を、全世界の全商品の総輸出額 X_w に占める当該商品の輸出額 X_{wi} の比率で割ったものである。つまり、ある国に関して、特定商品の輸出額の比重が、世界の総輸出額に占める当該商品の比重の何倍大きいかを示す指標である。これを式で示すと次のようになる。

$$RCA = \frac{\frac{X_a^i}{X_a}}{\frac{X_w^i}{X_w}}$$

したがって、この指数が1より大きければ、その国の輸出における特定商品の重要度が、世界全体の輸出に占める当該商品の重要度よりも大きいことを示し、このことは、この国が、当該商品に関して、世界の平均以上に国際競争力を持っていることを示しているのである。この場合、貿易が自由化されれば、この国の当該商品の輸出は相対的に拡大することになる。

逆に、この指数が1より小さければ、その国の輸出における特定商品の重要度が、世界全体の輸出に占める当該商品の重要度よりも小さいことを示し、その国は当該商品に関して、世界の平均以下の国際競争力しか持っていないことを示している。その場合、貿易が自由化されれば、この国の当該商品の輸出は相対的に縮小することになる。

表11によると、オーストラリアが最も大きな国際競争力を持っている商品は羊毛であり、その輸出面での重要度は世界全体の輸出面での重要度の63から70倍も高いことが分かる。次いで高いのは牛肉加工品の16.23であり、小麦の10.24および鉱物の9.46がこれに続いている。このように、一次産品で高い国際競争力を有している反面、繊維、鉄鋼製品、機械などの製造業品は1を下回っており、殆ど国際競争力を持っていないことが分かる。

他方、表12は同じ顕示比較優位指数(RCA)を中国側の貿易について示したものである。データの利用可能性の関係で、製造業品に関してのみ示しているが、機械を除くその殆どで1を上回っており、比較的高い国際競争力を持っていることが分かる。なかでも特に高いのは、衣類、皮革製品であり、次いで織布である。このように、顕示比較優位指数という尺度で見ても、オーストラリアと中国は互いの輸出商品構成に関して補完的であり、双方とも将来的に輸出を拡大する余地が大きいことを示している。

表12 中国の顕示比較優位指数(RCA)

項目	2000	2001	2002	2003
織布	2.81	2.73	2.67	2.57
衣類	4.81	4.41	4.06	3.95
皮革製品	4.34	4.04	3.83	3.39
毛糸製品	1.25	1.27	1.33	1.21
電気製品	1.05	1.29	1.58	1.93
機械	0.87	0.88	0.89	0.85

資料：文献 [4]

次に、表 13 は、オーストラリアと中国との間の貿易について、現状（2004 年時点）での関税率を示したものである。オーストラリアでは 0% から 17.5% の関税率が各貿易商品の間で分布している。これに対して、中国では 1.0% から 23.91% の関税率が各商品間で分布している。このことから、全般的に、中国は、オーストラリアよりも高い関税率を課していることが分かる。しかし、ここで重要なのは関税率の分布のパターンである。オーストラリアの貿易商品については、その一次産品（特に農林水産物）の関税率は全て 1% 未満であり、殆ど 0.0% に近い。他方、オーストラリアの製造業品については衣服の 17.5% を筆頭に、織物製品の 10.0%、皮革製品の 8.43%、自動車部品の 7.88% などが、比較的高い関税率を示している。しかし、2 桁の関税率はこの 2 商品だけで、あとは全て一桁であることから分かるように全体的にオーストラリアの関税による輸入保護は一部の製造業品を除いてはかなり低いといえる。

一方、中国の関税率は清涼飲料・タバコの 23.91% を筆頭に、食肉加工品の 17.24%、その他の加工食品 16.70%、衣服 16.29% などが比較的高いが、その他の商品でもかなり高くなっており、やはり一次産品よりも製造業品等の付加価値が高いものほど高い関税率を課すというタリフ・エスカレーションの傾向が見られる。

表13 豪州・中国間における農産物および工産物の推定関税率（2004年）

項目	関税率	
	豪州(%)	中国(%)
小麦	0.00	1.00
その他の穀物	0.00	3.00
果菜・ナッツ類	0.76	7.13
油糧種子	0.62	8.00
植物性繊維	0.00	8.89
その他の農産物	0.16	8.92
牛, 羊, 山羊, 馬	0.00	4.55
その他畜産物	0.00	11.43
毛糸, 絹糸用マユ	0.83	1.00
木材	0.40	8.35
魚介類	0.12	10.67
石炭, 石油, ガス	0.02	4.89
ボーキサイト, その他鉱物	1.27	4.34
牛肉・その他の肉製品	0.00	15.81
食肉加工品	0.81	17.24
植物油および脂肪	1.70	10.70
乳製品	0.86	12.21
加工米	0.00	1.00
砂糖	1.25	15.00
その他の加工食品	1.95	16.70
清涼飲料およびタバコ	2.61	23.91
織物製品	10.00	10.08
衣服	17.50	16.29
皮革製品	8.43	15.52
木材製品	4.28	4.95
紙製品・印刷物	3.48	5.46
化学・ゴム・プラスチック製品	2.60	7.41
鉄	4.38	5.19
鉱産製品	4.51	11.72
自動車・部品	7.88	13.79
輸送・電器・その他機械設備	2.87	7.96
その他の工業製品	3.20	14.91

資料：文献 [4]

さらに、表 14 は、WTO加盟後の中国が受け入れた関税割り当て制度の一部である。大豆油、菜種油、およびやし油については、枠内（一次）税率も枠外（二次）税率も共に一律に9%に設定されている。他方、小麦、とうもろこし、コメなどの主要穀物については、枠内（一次）税率は1%と低く設定されているが、関税割り当て枠数量を超えた枠外（二次）税率は65%という高関税で守られている。あまり競争力の無い砂糖は枠内（一次）税率、

枠外（二次）税率とも各々15%、50%と高く設定されている。他方、毛糸や綿などの繊維材料は、枠内（一次）税率は1%と低いが、その枠外（二次）税率は各々38%、40%と高く設定されている。但し、現在のところ、現行の輸入水準は、2003年の綿を除いてこの割当て枠輸入数量をはるかに下回っているの、しばらくの間は、この高い二次税率が即座に適用される状況にはない。しかし、中国の場合、問題はむしろ一次税率適用割当量のかなりの比率が国家貿易により占められていることである。

表14 中国農産物の輸入における関税割当て

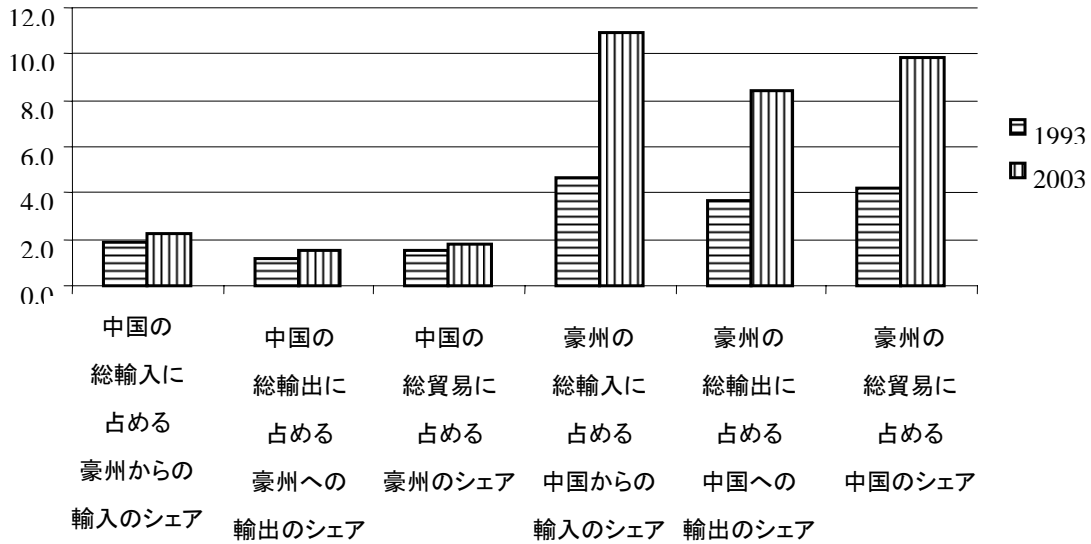
	枠内（一次）税率 %	枠外（二次）税率 %	年次	関税割当数量 Kt	輸入 2002 Kt	輸入 2003 Kt
小麦	1	65	2004	9636	632	450
トウモロコシ	1	65	2004	7200	10	<5
米	1	65	2004	5320	237	260
大豆油	9	9	2005	3587	870	1880
なたね油	9	9	2005	1243	78	150
やし油	9	9	2005	3168	1695	2330
砂糖	15	50	2004	1945	1183	780
毛糸	1	38	2004	287	191	170
綿	1	40	2004	834	177	870

資料：WTO

こうした状況から判断して、両国とも二国間自由貿易協定が合意されたとしても、国内生産者へのそれほど大きなマイナス効果は想定されず、むしろ貿易拡大によるプラスの活性化効果の方がより大きく期待されているのである。このことが、オーストラリア、中国とも二国間自由貿易協定の締結合意に向けて極めて積極的に受け止めていることの大きな理由である。

次に図16は、オーストラリアと中国の間の貿易額が互いの相手国の総貿易額に占める比重を、1993年と2003年の2時点において比較したものである。これは、この二国間貿易に関して、一方の国の対相手国貿易取引が当該相手国にとって占める重要性を示すことになる。まず、中国の貿易総額に占めるオーストラリアのシェアは2%弱である。これを輸出側で見ると中国の総輸出額におけるオーストラリアへの輸出のシェアはさらに低く、1.7%前後であり、また、これを輸入側で見ると、中国の総輸入額に占めるオーストラリアのシェアは2.2%程度である。どの場合も、2003年の値は1993年の値よりも若干高くなっていることが分かる。他方、オーストラリアの貿易総額に占める中国のシェアははるかに高くなっており、約8.9%である。これを輸出側で見るとオーストラリアの総輸出額に占める中国への輸出のシェアは8.3%程度であり、これを輸入側で見ると、オーストラリアの総輸入額に占める中国からの輸入のシェアは11.0%と高い。どの場合も、2003年の値は10年前の1993年の値を2倍以上に上回っている。

図16 豪州・中国間の商品貿易
(単位:%)

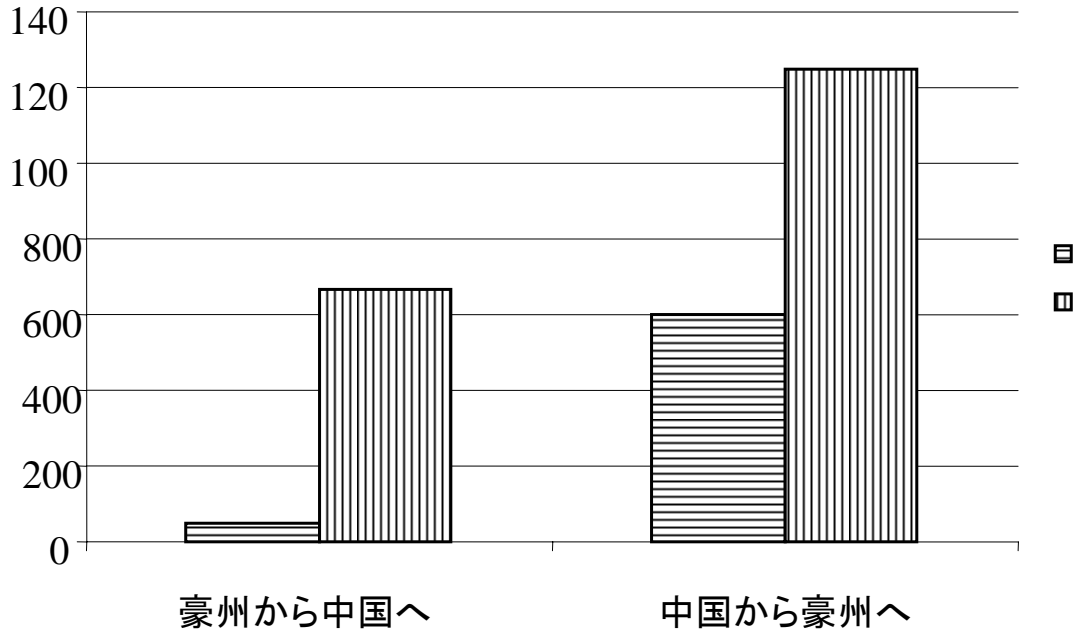


資料：外務貿易省

このように、両国間の貿易関係は、中国にとってのオーストラリアの重要性よりも、オーストラリアにとっての中国の重要性のほうが遥かに高く、また、10年前に比べて、その傾向がさらに高まっていることが確認される。この状況から、両国とも（中でも特にオーストラリアの方が）二国間自由貿易協定の締結交渉に従来になく積極的に取り組んでいるのである。

また、図17はオーストラリアと中国の間での投資の流れを示したものである。オーストラリアから中国への投資額は2002年度において6.3億米ドルであり、1991年度の0.5億米ドルから約13倍に増加している。また、同じく2002年度に中国からオーストラリアへの投資額は12.3億米ドルであり、1991年度の6.0億米ドルから2倍以上に増加している。各々の増加率では、オーストラリアから中国への投資額の伸びの方が大きいものの、投資の絶対水準では、中国からオーストラリアへの投資額の方が逆方向の投資額よりも約2倍以上に多いことが分かる。この状況からも、両国間での自由貿易協定の推進から、両国とも互いに潤うことが予想されるが、その潤い方は中国よりもオーストラリアの方が大きくなると見られる。

図17 豪州・中国間の投資の流れ
(単位:百万米ドル)



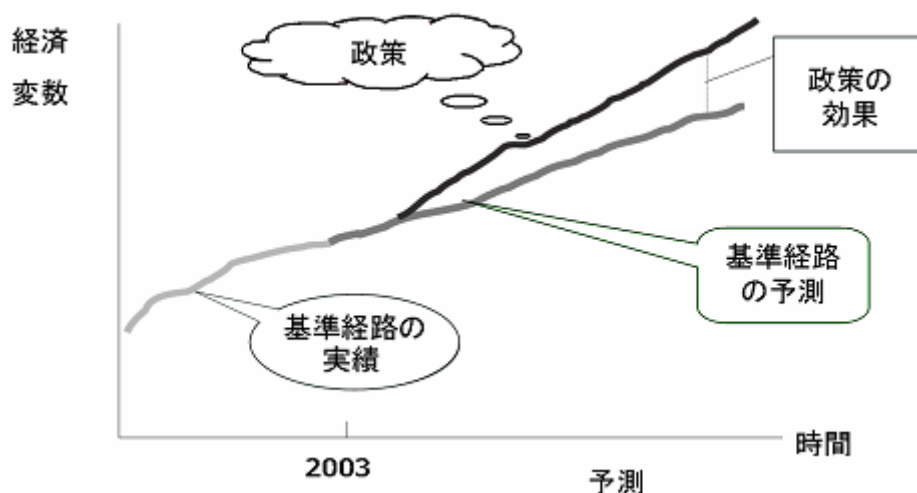
資料：外務貿易省

3) 豪州・中国間自由貿易協定の経済効果

以上は、両国間の貿易と投資の動向についての記述であったが、次に、オーストラリア・中国間自由貿易協定が締結された場合の両国への経済波及効果に関して、オーストラリアの研究機関が応用一般均衡モデルを援用して、シミュレーションによる政策評価を実施している。このモデルは、通常の構造シミュレーション・モデルとは違って、一時点における一般均衡状態が、想定する与件変動に伴ってどのように変化するかについて予測するものである。したがって、予測される変数の絶対的水準にはあまり大きな意味はなく、均衡状態をベースラインとして、それからの相対的乖離の方向と大きさという形で議論するものである。モデルの細部の特定化に関わるパラメーター等の値は、必ずしも原データから全てを推定するのではなく、既存の研究例から借りてきて当てはめるといったカリブレーションを実施してモデルの現実再現性を確保している。モデルの詳細は頁数の制約から省略するが、商品分類に関しては計測過程で使用された 57 部門を 19 品目および農業、鉱業、製造業、サービス業の 4 産業部門に集計して要約されている。また、国・地域分類についても、貿易に関与する多数の国に関して、オーストラリア、中国およびその他世界の 3 つ

の当事国・地域として集計した上で要約されている。なお、モデル自身は、資本蓄積等を考慮した動学的な体系になっている。

図 18 実績、予測および政策シミュレーション



資料：文献 [5]

図 18 は、この手法による予測シミュレーションについて説明したものである。前述したように、応用一般均衡モデルでは、既存の均衡状態からの変化分が推定されるのであって、その絶対水準自体にはあまり意味が無い。したがって、比較基準となる現状が継続した場合に対応する基準経路の実績に対して、その状態の延長としての予測経路とある与件変化が生じた場合の経路の予測とが対比されて示される。常に政策の効果は、このガイドラインとしての基準経路のケースとの関係でシミュレートされる。

その上で、図 19 と図 20 は、オーストラリアと中国の間の自由貿易協定の締結が、各々、オーストラリアと中国に及ぼす経済波及効果について、現状が継続した場合（FTA が締結されない状態）との対比として示したものである。

この結果によれば、オーストラリアに関しては、自由貿易協定を締結しない場合、その基本的成長経路は年平均成長率 3.349% であるのに対して、自由貿易協定を締結した場合には、年平均成長経路は 3.388% へと、0.039 ポイント高くなる。

さらに、自由貿易協定の効果として、2015 年時点では、基本成長経路が継続した場合に比べて実質 GDP が 0.37% だけ増加することになる。この場合、オーストラリアと中国と

の間の自由貿易協定を締結した場合の総効果は、2つの成長経路の間の面積として示される。この方法によると、2006年から2015年の間の年次格差の総価値を2005年時点の価値で評価した額は180億米ドルとなる。

図19 □ 豪州の実質GDPにおけるFTAの影響

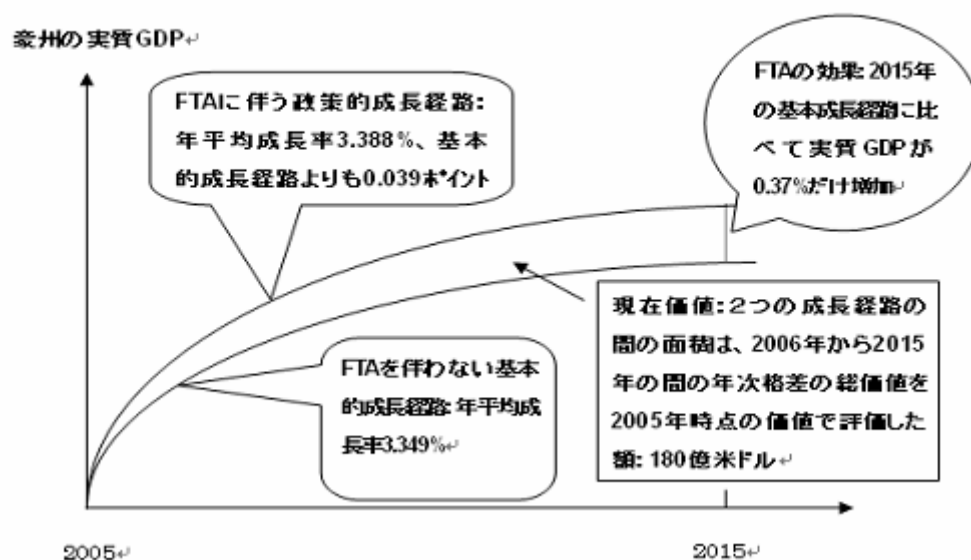
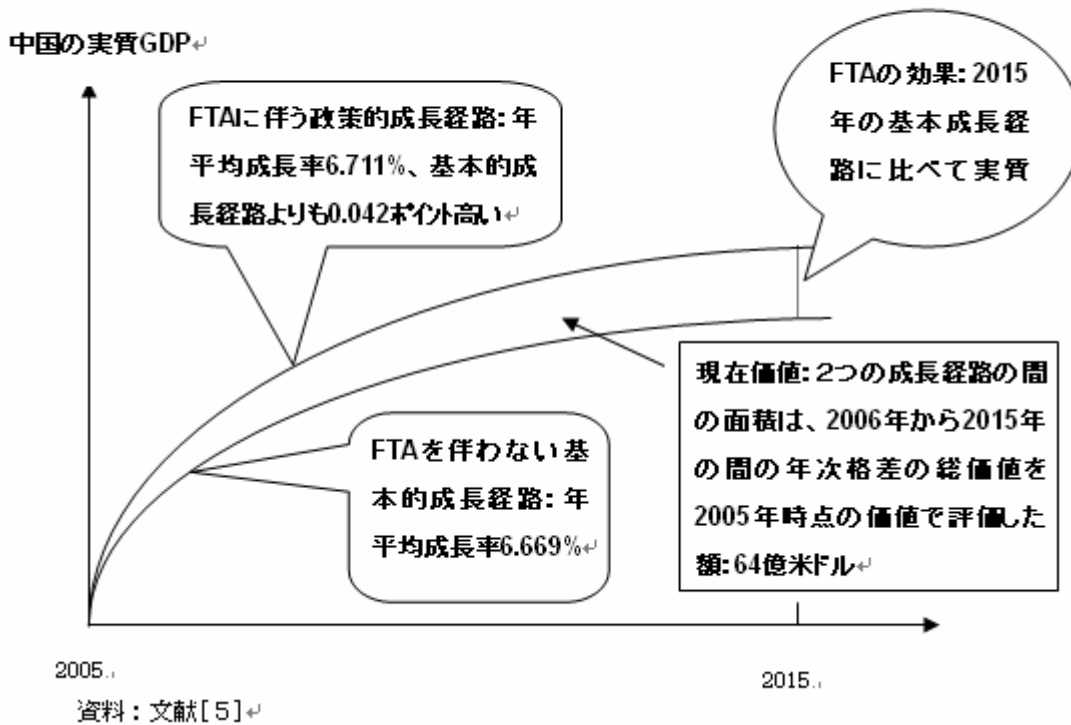


図20 中国の実質GDPにおけるFTAの影響



同様に、中国に関しては、自由貿易協定を締結しない場合、その基本的成長経路は年平均成長率 6.669%であるのに対して、自由貿易協定を締結した場合には、年平均成長率は 6.711%へと、0.042 ポイント高くなる。

さらに、自由貿易協定の効果として、2015年時点では、基本成長経路が継続した場合に比べて実質GDPが 0.39%だけ増加することになる。この場合、オーストラリアと中国との間の自由貿易協定を締結した場合の総効果は、2の成長経路の間の面積として示される。この方法によると、2006年から2015年の間の年次格差の総価値を2005年時点の価値で評価した額は64億米ドルとなる。

この結果を比較すると、両国とも自由貿易協定の締結により、大きな利益を得ることになるが、どちらかというところ、中国よりもオーストラリアの方が相対的に大きな利益を得ることになる。現在、オーストラリアは、特に、中国との自由貿易協定の締結に非常に熱心になっているが、その理由はこうした事情を反映しているのである。

<参考文献>

- [1] 加賀爪 優「豪州の食料農業事情と環境政策」、2005 年 12 月 25 日、アジア・大洋州地域食料農業情報調査分析検討会報告資料、国際農林業協力・交流協会
- [2] 加賀爪 優「自由貿易協定を巡るオーストラリアの対応と国際市場への波及効果」、大洋州経済、第 11 号、大洋州経済学会、1～36 頁、2003 年 9 月。
- [3] Productivity Commission, “Trends in Australian Agriculture”, Research Paper, Australian Government, June 2005.
- [4] ABARE, ”Trade flows between Australia and China --- An opportunity for a free trade agreement ---”, ABARE conference paper No 05.1
- [5] DFAT, “Australia-China Free Trade Agreement Negotiations”, Australian Department of Foreign Affairs and Trade, release documents. “Modeling the Potential Benefits of an Australia-China Free Trade Agreement”
- [6] DFAT, ”Potential Benefits---Overview on Australia-China Free Trade Agreement”, Australian Department of Foreign Affairs and Trade, release documents.
- [7] 木下幸雄・Crase L, 「水利改革が進むオーストラリアにおける農業水利取引の展開」、No.03-M-02, Tokyo Univ.